

調布市多摩川自然情報館展示等業務委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名 調布市多摩川自然情報館展示等業務委託

(2) 業務の目的

多摩川の自然を中心とした環境に関する情報を発信するとともに、市民に環境学習の機会を提供することにより、環境や生物多様性の保全に対する意識の向上、将来の社会を担う人材育成を図る。

(3) 業務内容

調布市多摩川自然情報館（以下「館」という。）の展示等の業務について委託契約を締結し、受託事業者は、次の各項目に掲げる業務を実施するものとする。

ア 総括的な内容

- (ア) 展示物の作成及び運営に関すること。
- (イ) 展示物の解説員を配置すること。
- (ウ) 土日祝日の館の管理に関すること。
- (エ) イベント等の事業に関すること。
- (オ) 市長が指定する事務に関すること。
- (カ) 前各号に掲げるものに付随する業務に関すること。

イ 展示業務

(ア) 展示作成

前述の目的を達成するための展示を行うこと。年2回から3回程度の展示替えを行う。

a 常設展示

主に展示室、学習室、廊下の壁面を展示場所として、来館者に多摩川のビジュアルセンター的役割を果たす展示物等を作成する。展示物は、多摩川の自然環境に関する内容にとどまらず、気候変動や生物多様性をテーマに来館者に向けて環境に配慮した行動の重要性を働きかける内容とする。

なお、これまで作成した展示物について、時間経過や社会情勢の変化を踏まえて加筆修正すること。

b 魚類等生物の採集と展示

展示室の水槽で飼育している魚類や昆虫、爬虫類、両生類、甲殻類等その他の生き物について、定期的に水・土等の管理や餌やり等を行い飼育する。季節の変化や個体数の減少等を考慮しながら、必要に応じて生物を採集・補充して展示する。さらに、飼育中の生物が繁殖した場合、可能な限り今後の展示に活用できるよう適切な管理を行う。

また、展示生物の解説案内の展示物は適宜更新する。

※ 展示する生き物は、原則として調布市及び多摩川で生息する生き物とする。

(イ) 市民協働

展示物の企画・制作に当たっては、市民が参加する機会を設け、市民のニーズを把握し、協働で行うものとする。

- a フォトコンテスト等の市民参加型のイベント
- b ボランティア解説員と協働で展示物等を作成

(ウ) 情報収集

市民、市民団体による調査、観察結果等の情報を収集・整理、保管し、展示物等に活かすよう努める。

(エ) 広報

展示物及び館の運営に関連した広報を行うこと。

- a ポスター及びチラシ等の広報資料
館の活動予定や活動報告を広報する資料として、ポスター及びチラシ、市報等の刊行物の原稿を作成すること。（印刷は、委託者が実施）
- b 環境情報誌の作成
委託者の指示に基づき年に4回（うち1回は小・中学生向け）A3両面広報誌の編集作業を行うこと。
- c その他
積極的な広報を実現するため、独自のホームページやブログの運営、SNS等を活用すること。

(オ) 事業（イベント等）の開催

以下の事業の企画、運営、広報、事前準備、当日作業、当日人員配置等を行うこと。

- a 館の来客数増加を図るためのイベントを年1回以上行うこと。
- b 気候変動や生物多様性をテーマにしたイベント及びプログラム
 - (a) 野外で行うイベント（月別イベント）を年6回以上実施すること。
 - (b) 室内で学習できるプログラム（月替わりプログラム）を年4回以上実施すること。
- c 調布市環境部環境政策課が主催する調布市環境フェアへの出展すること。
- d ふじみ衛生組合が主催する、ふじみまつりへの出展すること。
- e その他、他自治体、国、都など関連団体が実施するイベント等（館の業務目的に関連するもの）への参加及び資料提供すること。

ウ 土日祝日等館の管理業務

(ア) 原則

原則として、平日は1階福祉サービス施設（わかば事業所）が館の管理業務を行い、土日祝日は本受託者が館の管理業務を行う。加えて、下記(イ)b及びcに定

める対象日も館の管理業務等を行うこと。なお、館の管理業務を行った場合、日報を作成すること。

(イ) 対象日

- a 土日祝日の館の管理業務：土曜日、日曜日及び国民の祝日（昭和23年7月20日法律第178号に定める国民の祝日をいう。）において館を開館し、展示解説員を1人以上配置すること。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- b 平日の館の管理業務：市が指定する平日（年10日以上）において館を開館し、1人以上配置して管理すること。
- c 夏季特別開設日の展示解説業務：子どもの夏休み期間中（原則7月21日から8月31日）の平日において展示解説員1人以上を配置し、展示物の解説等を行うこと。

(ウ) 業務内容

上記(イ)対象日は展示解説員を配置すること。

管理業務は、上記の(イ)a及びbについて、解錠、機械警備解除、エレベーター稼働、巡視、館内清掃、トイレ掃除、展示解説、来館者対応、展示関連作業、情報収集、エレベーター停止、機械警備セット、施錠等とする。

展示解説業務は、上記の(イ)cについて、管理業務を除く展示解説、来館者対応、展示関連作業、情報収集等とする。

なお、展示解説員は、展示物について来館者へ適切な説明ができるよう、気候変動や生物多様性についての基礎的な知見を有する者を配置すること。

エ 館の運営支援業務

(ア) 多摩川自然情報館ボランティア解説員制度の運営

養成講座を修了し、登録されているボランティア解説員（令和5年8月現在、登録人数40人）の活動支援、日程等の調整を行うこと。

なお、ボランティア解説員の活動時間が1日当たり3時間以上の場合、交通費相当分として一律400円を支払うこと。

(イ) 気候変動をテーマにした講座

一人ひとりの行動変容を促し、未来の脱炭素社会の実現に貢献していく人材を育成する講座を年1回以上行うこと。

(ウ) 市内中学生職場体験（6月頃の平日5人×3日間×2回程度）及び大学生インターンシップ（夏休み期間（7月21日～8月31日）の1人×3日間程度）の受け入れを行うこと。

(エ) 市民ニーズの把握、利用者との調整

館の運営について、市民ニーズの把握及び利用者との調整をする。

(オ) 市が実施する環境学習支援事業との連携・調整

(カ) 都立神代植物公園植物多様性センターやクリーンプラザふじみ内の環境学習機

能との連携・調整

(キ) 学校教育との連携

小・中学校から環境学習支援の希望があった場合、委託者と協議のうえ講師の派遣等を行うものとする。その他、学校教育と連携し、環境教育・環境学習を推進するものとする。

(ク) 団体受入れ

市の施設や関連団体等により希望があった場合、団体見学を受け入れ、解説や取材対応等を実施する。

(ケ) イベント開催時以外の入館者を増やす取組

学習できる質問コーナー等を設置すること。

また、市民の多摩川の自然環境への理解を深めるために、双眼鏡及びタモ網の貸出を実施する。なお、貸出する双眼鏡及びタモ網は委託者が用意する。

オ 報告書作成

以上、館の管理や事業の内容、作成した展示物等を整理し、報告書としてとりまとめる。

(4) 業務（履行）期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

※本事業は、単年度契約とする。各年度においては、予算措置状況に応じて契約を更新しない場合がある。また、履行状況を勘案し更新しない場合がある。

2 予算（見積限度額）

令和6年度分から令和10年度分まで：各7,953千円（税込）【委託料】

※調布市議会における予算の議決を前提とする。

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。

- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
営業種目：催事関係業務，土木・水系関係調査業務，市場・補償鑑定関係調査業務，環境アセスメント関係調査業務（いずれか1種目以上）

5 候補者決定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対して，本実施要領（以下「要領という」。）6(2)により提出された参加申込書等により審査を行う。（参加資格審査）
- (2) (1)により参加資格を満たした事業者に対して，要領8により提出された企画提案書等により審査を行う。（企画提案書等の書類審査）
- (3) (2)による審査を通過した事業者に対して，要領10によるプレゼンテーション審査を行う。（プレゼンテーション審査）

6 募集内容

(1) 募集方法

要領12実施日程（以下「日程」という。）(2)から調布市ホームページに掲載する。

(2) 申込方法，期間等

本プロポーザルに応募する事業者は日程(5)までに，次の書類を持参又は郵送（必着）にて環境政策課へ提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 正本1部

イ 会社概要（様式任意 パンフレット可） 正本1部 副本10部

※事業者名，代表者名，資本金，事業内容，業務担当支店又は営業所等の名称及び所在地が記載されていること。

ウ 業務実績調書 正本1部 副本10部

※副本は事業者が特定されないよう，名称等がわからないようにすること。

(3) 質疑及び回答

応募する事業者は，本プロポーザルに関して質疑がある場合，日程(2)～日程(3)までに，電子メールにて環境政策課へ送信すること。

回答は日程(4)までに，随時調布市ホームページに掲載する。

7 参加資格審査

(1) 審査対象

応募した全事業者とする。

(2) 審査方法

提出された応募書類により、環境政策課が審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により、日程(6)に電子メールにて通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、その理由について、日程(7)までに電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(8)までに電子メールにより行う。

8 企画提案書等の作成方法等

(1) 提出書類及び期限等

要領7参加資格審査により参加資格を満たすとされた事業者は、日程(11)までに、次の書類を持参又は郵送（必着）により、環境政策課へ提出すること。

書類	様式	部数	備考
企画提案書	任意様式	正本1部 副本10部	・ 副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること
見積書	任意様式	正本1部 副本10部	・ 予算（見積限度額）を超えないこと。 ・ 内訳書も添付すること ・ 副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること
業務スケジュール	任意様式	正本1部 副本10部	・ 副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること

(2) 提出資料作成上の留意点

ア 要点を押さえて、わかりやすく記載すること。

イ 業務の目的を捉え、業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

(3) 質疑及び回答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、日程(6)～日程(9)までに電子メールにて環境政策課へ送信すること。

回答は日程(10)時までに、電子メールにて、寄せられた全事業者からの質疑について、全事業者に対して行う。

(4) 注意点

ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする。

イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする。

9 企画提案書等の書類審査

(1) 審査方法

「調布市多摩川自然情報館展示等業務委託」事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審査を行う。詳細は要領 11 のとおり。

(2) 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、日程(13)に電子メールにて通知する。

なお、書類審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(14)までに電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(15)までに電子メールにより行う。

10 プレゼンテーション審査

(1) 審査対象

書類審査を通過した事業者を対象とする。

(2) プレゼンテーション資料について

資料は、事業者が特定されることのないよう、名称等がわからないようにすること。

また、プレゼンテーションを要約した資料（スライド等）の写しを、正本 1 部、副本 10 部用意し、日程(16)までに、持参又は郵送（必着）により、環境政策課へ提出すること。なお、副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

(3) 審査方法

審査委員会にて審査を行う。詳細は要領 11 のとおり。

(4) 審査結果の通知等

プレゼンテーション審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対しプロポーザル審査結果通知書により、日程(18)に電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(19)までに電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(20)までに電子メールにより行う。

11 審査概要

(1) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案等の審査を行う。

審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、市長が任命する次の各号に掲げる委員 7 人以内をもって組織する。

ア 環境部副参事

イ 環境部環境政策課長

- ウ 環境部環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当課長
- エ 調布市環境保全審議会が推薦する市民
- オ ちょうふ環境市民会議が推薦する市民
- カ 特定非営利活動法人わかばの会が推薦する職員
- キ ふじみ衛生組合が推薦する職員

(2) 選定方法

ア 企画提案書等の書類審査

企画提案書等による書類審査を行う。なお、見積金額が見積上限額を超過している場合、書類審査の対象外とする。

イ プレゼンテーション審査

- (ア) 各審査委員は、評価得点の高いものから応募事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の応募事業者において評価得点が同点のときは、各審査委員は総合的な評価により、当該応募事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。なお、複数の応募事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該応募事業者において第2位の順位獲得数の多い応募事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該応募事業者において、各審査委員の評価得点の合計が最も高い応募事業者を上位とする。
- (エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。
- (オ) 委託事業者候補選定後、上位の応募事業者が辞退又は失格となったときは、下位の応募事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。
- (カ) 審査の対象となる応募事業者数が2事業者以下の場合は、別の方式による評価を加えて行うことができる。
- (キ) 審査の対象となる応募事業者数が6事業者以上の場合は、別の方式による書類選考を行うことができる。

ウ 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たない場合は、当該事業者を候補者として選定しない。

エ その他

- (ア) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めることができるものとする。
- (イ) 複数の事業者を審査した場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

(3) 候補者の決定

審査委員会は選定結果を市長に報告する。市長は当該報告に基づき候補者を決定する。

(4) 審査・評価の視点

ア 審査委員は、応募事業者から提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーションを受け、別に定める評価項目、配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。プレゼンテーションは、1事業者当たり20分間程度を予定し、スクリーンの使用を可とする（ノートパソコン、USBメモリは持参）。

イ 応募事業者の評価は、加点方式により行う。

(5) 審査の基準（予定）

- ア 業務実績（過去3年間の官公庁環境施策受託実績）
- イ 気候変動や生物多様性の知識及び専門性
- ウ 展示（企画力等）
- エ 事業・イベント（月別イベント等）
- オ 施設の管理・運営（イベント開催時以外の入館者数を増やす取組等）
- カ 人員体制
- キ 広報（SNS等）
- ク 費用

12 実施日程

	年 月 日	曜 日	内 容
(1)	令和5年10月23日	月	第1回審査委員会
(2)	10月24日	火	ホームページにて公開 本プロポーザルに関する質問受付開始日
(3)	10月30日	月	本プロポーザルに関する質問締切日時
(4)	11月6日	月	本プロポーザルに関する質問回答日時
(5)	11月14日	火	参加申込締切日時（※正午必着）
(6)	11月17日	金	参加資格審査結果通知日 企画提案に関する質問受付開始日
(7)	11月21日	火	参加資格審査結果に対する質問締切日時
(8)	11月24日	金	参加資格審査結果に対する質問回答日時
(9)	11月30日	木	企画提案に関する質問締切日時
(10)	12月5日	火	企画提案に関する質問回答日時
(11)	12月8日	金	企画提案書等締切日時（※正午必着）
(12)	12月13日	水	第2回審査委員会（企画提案書等の書類審査）
(13)	12月22日	金	書類審査結果通知及びプレゼンテーション審査開催

			通知
(14)	12月26日	火	書類審査結果に対する質問締切日時
(15)	12月28日	木	書類審査結果に対する質問回答日時
(16)	令和6年 1月 5日	金	プレゼンテーション資料提出日時（※正午必着）
(17)	1月11日	木	第3回審査委員会（プレゼンテーション審査）
(18)	1月15日	月	最終選定結果（プレゼンテーション審査結果）の通知日
(19)	1月18日	木	最終選定結果に対する質問締切日時
(20)	1月22日	月	最終選定結果に対する質問回答日時

13 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を環境政策課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

14 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号。以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法等

ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

15 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 要領4に掲げた条件を満たしていない又は選定までに満たさなくなった場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書の金額が要領2に掲げる見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書のコличествоが一致しない場合

ク 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。

エ 候補者の決定以後に、要領4に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

(5) 設備及び備品

ア 事務室

机、いす、ロッカー、冷凍冷蔵庫、棚等を備えている。携帯電話1台、インターネット接続環境（有線）を備えているが、パソコンやプリンター等は事業者で用意すること。なお、携帯電話使用料及びインターネット通信費は、委託者の負担とする。

イ 展示用備品等

パネルフレーム、写真用額縁、自立型パーティション（90×180cm）、木製パンフレットスタンド2台、120cm水槽、90cm水槽等を備えている。

ウ プロジェクター，スクリーンは，土日祝日のみ使用できる。

エ イベント用備品等

双眼鏡，タモ網

オ 館内清掃用具

館内清掃用具は，委託者の負担とする。

16 事務局（問い合わせ・書類提出先）

調布市環境部環境政策課 担当：鈴木・輿水・三上

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 市役所8階

電話：042-481-7086

Email：kankyou@city.chofu.lg.jp

※プロポーザルの件でメールを送信する際は，必ず件名に【プロポーザル】と記載すること。